

## 発議第1号

### 更別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例制定の件

更別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定するものとする。

令和7年3月12日提出

提出者 更別村議会議員 太田 綱基  
賛成者 同 上 安村 敏博

#### 1 理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一  
部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4  
年法律第68号。以下「刑法等整理法」という。）の施行に伴い、関係す  
る条文を改めるとともに、情報通信技術の活用による行政手続等に係る  
関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための  
デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。  
以下「デジタル社会基本法」という。）の改正に伴う条項の改正、並び  
に所要の文言整理を行うため、この条例を制定するものである。

#### 2 要 旨

- (1) 自由刑のうち懲役及び禁錮（「禁固」を含む。以下同じ。）が  
廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、刑法等整理法第147条  
により、条例に定めることのできる罰則について規定している地方自  
治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項も改正されることから、当  
該罰則に関する規定を改める。
- (2) デジタル社会基本法の施行に伴う行政手続における特定の個人  
を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

の一部改正により、引用する条項を改める。

(3) その他、関連条文の改正並びに法令との整合を図るため字句を改める。

更別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

更別村議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年更別村条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後			現 行		
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第12条第1項～ 第2項第1号	(略)	(略)	第12条第1項～ 第2項第1号	(略)	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管

		されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ (略)

(2) ・ (3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、  自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

		されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生  に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ (略)

(2) ・ (3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下\_\_\_\_\_「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下\_\_\_\_\_「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求権）

第31条（略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下\_\_\_\_\_「訂正請求」という。）をすることができる。

3（略）

（訂正請求の手続）

第32条（略）

2（略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下\_\_\_\_\_「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下\_\_\_\_\_「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2)（略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下\_\_\_\_\_「利用停止請求」という。）をすることができる。

3（略）

（利用停止請求の手続）

第39条（略）

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求権）

第31条（略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3（略）

（訂正請求の手続）

第32条（略）

2（略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2)（略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3（略）

（利用停止請求の手続）

第39条（略）

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下\_\_\_\_\_「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(審査会への諮問)

第45条 (略)

(1) ~ (4) (略)

2 (略)

3 審査会は、審査会条例に規定する所掌事務のほか、第1項の規定による議長の諮問に応じ、審査会条例に定めるところにより、審査請求に係る調査審議を行い、議長に答申する。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第50条 (略)

2 審査会は、前項の諮問に応じ、調査審議する。

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(審査会への諮問)

第45条 (略)

(1) ~ (4) (略)

2 (略)

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定\_\_\_\_\_その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いの確保)

第50条 (略)

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条の規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。